特定非営利活動法人NSCAジャパン 会員倫理規程

特定非営利活動法人NSCAジャパン(以下、NSCAジャパン)は、研究に裏付けられたストレングス&コンディショニングに関する知識を普及させ、子どもから高齢者にいたるすべての人の健康増進と、アスリートの競技力向上および傷害予防を支援することを使命とする。すべての会員が高い品格と職業意識を維持・向上させるよう、ここに、会員が遵守すべき倫理規程を定める。

以下にその規則を記載するが、これは、あらゆる状況を網羅しているわけではない。倫理規程の解釈と適用は、個々の事例およびそれに準ずる条例・ 規則等との間に矛盾がある場合には、後者が優先される。

(社会的な責任)

第1条 会員は、ストレングス&コンディショニングおよびパーソナルトレーニングに関わる専門職が、研究に裏付けられた知識や技術、そして良 識を兼ね備えていることで、社会から信頼され職務を任されているということを認識するものとする。

2 会員は、すべての人々の健康増進と、アスリートの競技力向上および傷害予防を支援することに努めるとともに、常にクライアントの安全、 健康、福祉を優先するものとする。

(公正な活動)

第2条 会員は、すべての人の権利を尊重するものとする。

- (1) 会員は、すべての人に対し、公平かつ平等に対応するものとする。
- (2) 会員は、業務上知り得たクライアントのいかなる情報も、本人の許可なしに漏洩してはならない。
- (3) 会員は、初回面談、トレーニング、測定・評価を、公正に実施するものとし、調査・測定・評価データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底するとともに、 得た情報を不当に利用してはならない。
- (4) 会員は、ストレングス&コンディショニングおよびパーソナルトレーニングに関わる問題に対して、特定の権威・組織・利益によらない中立的・客観的な立場から討議し、適切な方策を計画し、実行するものとする。

(法令の遵守)

第3条 会員は、法令およびそれに準ずる条例・規則等を遵守するものとする。

- (1) 会員は、NSCAジャパンの定款、会員規約、規定と方針および手続きに従うものとする。
- (2) 会員は、ドーピングを含むいかなる不正行為や不法行為を黙認してはならず、また、関与してはならない。
- (3) 会員は、自らの専門的資格、経験、身分等を偽ってはならない。
- (4) 会員は、トレーニングの過程またはストレングス&コンディショニングコーチ、パーソナルトレーナーとしての自分から得られる成果について、 故意に欺いたり、不当に主張したりしてはならない。

(自己研磨)

第4条 会員は、自らの向上に努めるものとする。

- (1) 会員は、専門職としての自らの知識・技術、技能等の継続的な向上に努めるとともに、すべての人々が健康で活動的でいられる社会の実現に貢献するものとする。
- (2) 会員は、クライアントに対し、より良いサービスを提供できるよう、日々向上に努めるものとする。

(契約の遵守)

第5条 会員は、クライアントあるいは雇用主との間で、専門職務を実施する上での取り決めの内容を明確に把握し、成立したすべての取り決めを 尊重するものとする。

(専門職相互の協力と尊重)

第6条 会員は、専門職相互の考えや立場を尊重し、協力し合うものとする。

- (1)会員は、他者と互いの能力の向上に協力し、専門職務上の意見や指摘には謙虚に耳を傾け、不公正な競争を避けて真摯な態度で職務に取り組むと共に、他者の業績を正当に評価し、尊重するものとする。
- (2) 会員は、適切または必要と判断される場合は、クライアントもしくは雇用主を、自分以外のストレングス&コンディショニングコーチやパーソナルトレーナーに照会するものとする。
- (3)会員は、適切または必要と判断される場合は、クライアントもしくは雇用者を、より適切な資格を有するフィットネス、医療またはヘルスケア専門職に照会するものとする。

(教育と啓発)

第7条 会員は、将来を担うストレングス&コンディショニングおよびパーソナルトレーニングの専門職の教育・育成に努めるものとする。また、 自己の専門知識と経験を生かし、研究に裏付けられたストレングス&コンディショニングに関する知識・技術を人々に広めるよう努めるものとする。

(情報倫理の遵守)

第8条 会員は、インターネットの利用において、ホームページや、ブログ、SNSが公共の場であることを自覚し、社会的な責任を果たさなければならない。

2 会員は、インターネット上のホームページや、ブログ、SNSにおいて情報発信する際に、以下のような内容を掲載してはならない。

- (1) 法令及びNSCAジャパンの規定に反する情報
- (2) NSCAジャパンの品位を損傷するような表現や内容
- (3) 知的財産権を侵害する情報
- (4) 個人の権利または利益を侵害する情報
- (5) 個人および組織などを誹謗中傷する情報
- (6) 公序良俗に反する情報
- (7) 虚偽の情報

(倫理誓約)

第9条 会員は、NSCAジャパンに対し、害を及ぼすような如何なる行為・活動にも関与しないことを誓わなければならない。この倫理規程に違反した場合、会員は、NSCAジャパンが下した処分に従うことを誓わなければならない。

附則

本会員倫理規程は2016年10月1日より施行する。

本会員倫理規程は2021年2月21日より施行する。